平成２９年（フ）第５２号
兵庫県小野市高山町1836番地の98、住民票上の住所兵庫県小野市天神町80番地の1797
債務者　尾谷　重博
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３１号
香川県観音寺市瀬戸町３丁目７番22―105号
ピース・コーポラス瀬戸Ⅰ
債務者　髙丸奈津美（旧姓伊瀬）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第１３５２号
福岡市西区富士見２丁目７番５―101号
債務者　森　賢太郎
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４６８号
福岡市中央区草香江２丁目８番23―801号
債務者　松田　　洸
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４９８号
福岡県古賀市天神７丁目22番21号
債務者　桜井さち子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５４３号
福岡県糸島市波多江駅北２丁目22番18―503号、住民票上の住所福岡県糸島市志摩初424番地25
債務者　原田　達矢
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５６２号
福岡市南区井尻５丁目19番20号
債務者　平間　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５６４号
福岡市南区長丘３丁目20番18号
債務者　山口　攝子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５６５号
福岡市南区屋形原３丁目43番６―303号
債務者　吉田　麻紀
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５６８号
福岡市南区高宮３丁目10番４―804号
債務者　赤司　浩輔
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５６９号
福岡県太宰府市通古賀４丁目４番16―301号
債務者　戸塚　師教
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５７８号
福岡市中央区大宮２丁目５番21―1005号
債務者　吉田めぐみ
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５８１号
福岡市中央区平尾４丁目４番22―1106号
債務者　畑川　弘信
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６０４号
福岡市南区井尻１丁目26番17号
債務者　眞子　義典
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６２７号
福岡市早良区有田１丁目18番２―106号
債務者　中村　博文
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６３０号
福岡市中央区警固２丁目10番20号
債務者　副島　文子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６３９号
福岡市博多区堅粕５丁目６番21―608号
債務者　佐藤　　浩
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６４７号
福岡市東区松島２丁目３番31号
債務者　後藤　淳一
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部